

## 第18期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

### 事業報告

- 主要な事業内容
- 主要な営業所
- 従業員の状況
- 主要な借入先
- 株式に関する事項
- 新株予約権等に関する事項
- 責任限定契約の内容の概要
- 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ご参考／Sustainability Policy ～持続可能な社会を目指して～  
当社グループへの外部評価について

### 連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

### 計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

### 監査報告書

- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 会計監査人の監査報告書
- 監査等委員会の監査報告書

株式会社パソナグループ

## 【 事業報告 】

### 主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

当社グループは、主に以下の事業を行っております。

- ・ BPOソリューション (委託・請負)
- ・ エキスパートソリューション (人材派遣)
- ・ キャリアソリューション (人材紹介、再就職支援)
- ・ グローバルソリューション (海外人材サービス)
- ・ ライフソリューション (子育て支援、介護等)
- ・ 地方創生・観光ソリューション

### 主要な営業所 (2025年5月31日現在)

#### ①当社

本店	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
PASONA SQUARE	東京都港区南青山三丁目1番30号
GLOBAL HUB SQUARE	兵庫県淡路市野島常盤1042
夢舞台オフィス	兵庫県淡路市夢舞台2番地

#### ②子会社

株式会社パソナ	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
	東京都港区南青山三丁目1番30号
	大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
ビーウィズ株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
株式会社パソナ日本総務部	大阪府大阪市中央区北浜東4番33号
株式会社ニジゲンノモリ	兵庫県淡路市楠本2425番2号 兵庫県立淡路島公園内

## 従業員の状況 (2025年5月31日現在)

セグメントの名称	人数 (名)
BPOソリューション (委託・請負)、 エキスパートソリューション (人材派遣)	6,299 ( 12,784)
キャリアソリューション (人材紹介、再就職支援)	385 ( 109)
グローバルソリューション (海外人材サービス)	604 ( 56)
ライフソリューション (子育て支援、介護等)	542 ( 473)
地方創生・観光ソリューション	247 ( 319)
全社	817 ( 347)
合 計	8,894 ( 14,088)

- (注) 1. 従業員数は全連結会社の就業人員の合計であり、臨時従業員数は年間の平均人員を括弧内に外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が1,107名減少しております。これは主に前連結会計年度末においてアウトソーシングを担っていた株式会社ベネフィット・ワン及び同社の子会社等を連結の範囲から除外したためであります。また、地方創生・観光ソリューションにおいて、一部子会社のセグメント区分を見直したため、前連結会計年度末に比べ従業員数が130名、臨時従業員が131名増加しております。
3. 当連結会計年度の期首よりセグメント区分を見直したため、グローバルソリューション (海外人材サービス) を独立掲記しております。

## 主要な借入先 (2025年5月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,077
農林中央金庫	2,206
株式会社三菱UFJ銀行	1,215
日本生命保険相互会社	1,100
株式会社滋賀銀行	1,000
シンジケートローン (注)	15,621

(注) 株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約に基づく借入を行っております。

## 株式に関する事項 (2025年5月31日現在)

1. 発行可能株式総数 150,000,000株

2. 発行済株式の総数 40,190,300株  
(自己株式 770,106株を含む)

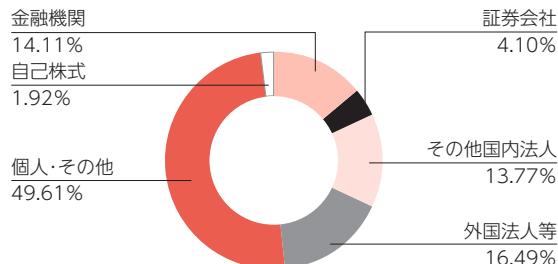
3. 株主数 36,323名

### 4. 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
南部 靖之	14,763,200	37.45
株式会社南部エンタープライズ	3,738,500	9.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,140,900	7.97
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	1,053,665	2.67
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	902,100	2.29
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	819,775	2.08
株式会社グラティツード	596,600	1.51
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	534,607	1.36
株式会社メディカル・コンシェルジュ	520,000	1.32
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	511,400	1.30

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (770,106株) を控除して計算しております。

2. 当社は株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J - ESOP) を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下「信託E口」という) が当社株式1,053,665株を保有しております。信託E口が保有する当社株式については、自己株式に含めておりません。



### 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中の交付はありません。

## 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等である者を除く）の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役全員と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づき、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

## 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、執行役員、部室長等及びパソナグループ国内外子会社（一部を除く）の取締役、監査役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、争訟費用、不祥事が生じた際の社内調査費用に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為のあることを被保険者が認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

当社は、会社法に基づく会計監査ならびに金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査を有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

### 2. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	69百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	150百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 上記②の金額には、改訂J-SOX基準対応に係る助言業務の非監査業務の対価が含まれております。

### 4. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

### 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の内容は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - a. 企業行動憲章を制定し、当社及び子会社の役職員に対して、企業行動憲章により定められている企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。
  - b. 当社及び子会社の取締役が、法令・定款を遵守すること、ならびに企業理念に則った行動を取るよう、各社の取締役会及び経営会議等を通じて監視し、徹底を図る。
  - c. 当社及び子会社の役職員が日々の業務を行うにあたり遵守すべき基本的な行動基準を定め、当社及び子会社のコンプライアンス推進のための活動・統制を行う組織としてコンプライアンス委員会を設置する。また、コンプライアンス委員会の活動概要は定期的に取り締役に報告する。
  - d. 当社はパソナグループ全体を対象とする内部通報制度を設け、内部通報窓口を社内及び社外に設置し、パソナグループの従業員等からの通報による、組織的または個人に関わる法令に違反する恐れのある重大な事実等の未然の防止、早期把握に取り組む。
  - e. 当社の監査室及びグループ内部監査室は当社及び子会社（上場子会社を除く）に対し内部監査を実施し、業務遂行の適正性、妥当性ならびに適法性を監査し内部統制の向上を図る。
  - f. 当社は、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、不当要求等への対応を所管する部署を定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
  - g. 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。
  - h. 常勤監査等委員ならびに当社と利害関係を有しない監査等委員である社外取締役による監視を行う。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に用いる重要な文書の作成、保存及び廃棄については制定された文書管理規程に基づき、実行されるよう徹底を図る。

## ③ 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社及び主要な子会社は危機管理について定められたリスクマネジメント規程により管理を行うとともに、役職員全員に危機管理マニュアルを周知することにより徹底を図る。
- b. リスクマネジメント体制における最高責任者はCEOとする。リスクに関する統括管理は当社及び主要な子会社に設置されたリスクマネジメント委員会が行い、コーポレートガバナンス本部の担当役付執行役員をリスクに関する統括責任者として指名する。
- c. リスクマネジメント委員会は、危機管理マニュアルに基づいて予め具体的なリスクを想定・分類し、有事の際には迅速かつ適切な情報伝達が行えるよう、整備を行っておく。また、リスクマネジメント委員会の活動概要は定期的に取締役会に報告する。
- d. 当社の監査室及びグループ内部監査室は、当社及び子会社（上場子会社を除く）の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

## ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社及び子会社の各取締役の職務執行については、各社において組織規程により業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化ならびに効率的な業務の遂行を図る。
- b. 当社は定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、監査等委員ではない取締役及び常勤監査等委員ならびに役付執行役員が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議する。
- c. 子会社は会社の規模に応じて定例取締役会を毎月もしくは少なくとも四半期に1回以上開催するよう取締役会規程を定めており、当社の経営企画部（海外子会社については国際業務部）が開催状況を定期的に確認する。また、子会社は必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- d. 当社及び子会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
上記①～④に掲げる事項のほか、

- a. 子会社の取締役または監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督する。
- b. 子会社（上場子会社を除く）とグループ経営契約を締結し、取締役等の職務執行に係る重要事項について当社が報告を受ける体制とする。
- c. 当社の監査室及びグループ内部監査室は当社及び子会社（上場子会社を除く）の内部監査を実施し、その結果を常勤の取締役及び監査等委員ならびに役付執行役員が出席する内部監査報告会に報告し、状況に応じて必要な管理を行う。
- d. 財務報告の適正性確保のため、当社の内部統制委員会は内部統制委員会規程に基づき、内部統制評価計画の策定、グループ内部監査室が実施する内部統制評価のモニタリングを行い、内部統制報告書を作成し、取締役会へ提出する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

監査室の要員が補助従業員として監査等委員会の職務の補助を行う。

⑦ 前号の取締役及び従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び  
監査等委員会の当該取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会の補助従業員は、監査等委員会から指示を受けた職務においては監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- b. 監査等委員会の補助従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査等委員会の事前承認を得る。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制及び当社の監査等委員会または子会社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

- a. 当社及び子会社の取締役及び従業員は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績を著しく悪化させる事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときは速やかにコンプライアンス・ホットライン規程に基づき内部通報窓口に通報することとする。内部通報窓口に通報があった内容は、当社ホットライン事務局（社内窓口）を通じて、ただちに当社の監査等委員会及び被通報者が所属する会社に報告する。
- b. 前項の報告者に対し、報告を理由とした不利益な取扱いを行わない旨を当社及び子会社のコンプライアンス・ホットライン規程に定めて徹底する。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。
- b. 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、監査室、グループ内部監査室及び子会社監査等委員または監査役と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催する。

## 2. 運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室、グループ内部監査室及び内部統制委員会（当事業年度は4回開催）がモニタリングし、改善を進めております。

グループ内部監査室及び内部統制委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

当社のグループ内部監査室は、子会社に対し、業務遂行の適正性、妥当性、適法性を確保するために、監査計画に基づき内部監査を実施しております。その監査結果については、取締役及び

執行役員に報告し、再発防止策の協議を行っております。

## ② コンプライアンス

グループの全役職員の行動指針として「パソナグループ企業行動憲章」を定め、役職員に対しての階層別の定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、当社及び子会社全体で共有する「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンスの徹底という基本原則をより確実に実施することを目的として、「パソナグループ行動規範」を規定しております。

法令遵守体制の点検・強化を当社のコンプライアンス委員会（当事業年度は12回開催）が中心となって実施し、当社及び子会社におけるコンプライアンス体制・状況等について、取締役会への報告を行っております。

「社会の問題点を解決する」という企業理念のもと、社会的責任（CSR）を果たすために、コンプライアンス委員会では当社及び子会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施をしており、重要な法令違反が発生した場合もしくは発生の恐れがある場合には、当該子会社と連携し、調査・是正・勧告措置を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的とし、パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン規程を制定し、当社ホットライン事務局及び第三者機関を窓口とした内部通報制度「パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン」を当社ならびに国内及び海外子会社に設置しており、通報内容がただちに当社の監査等委員会に報告される体制を整備しております。また、パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

## ③ リスク管理

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的として、リスクマネジメント規程を制定し、当社グループのリスクに関する統括組織、リスクマネジメント委員会（当事業年度は1回開催）を設置し、当社及び子会社におけるリスクマネジメント体制・状況等について、取締役会への報告を行っております。

危機管理マニュアルに基づき、予めリスクマネジメント委員会が具体的なリスクを一元的に想定・分類し、重要リスクを特定することにより、リスクの未然防止とともに万一発生した場合の迅速かつ的確な対応を図っております。また、災害を想定した訓練も適宜行っております。

#### ④ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部（海外子会社については国際業務部）にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社（上場子会社を除く）との間で締結した「グループ経営契約」に則り、同契約が定める事前協議事項について、それぞれの当社の主管部門が、子会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整えております。

また、子会社が行う重要な業務執行については、当社の取締役会及び経営会議で審議・報告を実施しております。

当社のグループ内部監査室は、子会社（上場子会社を除く）に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

#### ⑤ 取締役の職務執行

「パナソニックグループ企業行動憲章」や役員取扱規程等の社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、組織規程に業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化ならびに効率的な業務の遂行を図っております。

法令で定められた事項及び経営に関する重要事項については、事前に経営会議にて議論したうえで、取締役会に付議しております。当事業年度においては、取締役会は17回開催されており、活発な議論・意見交換がなされ、意思決定及び監督の実効性確保に努めております。

また、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から積極的な発言が行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

#### ⑥ 監査等委員会

社外取締役を含む監査等委員は、取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制委員会や内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、監査室及びグループ内部監査室などの内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

補助従業員が所属する監査室を取締役会の直轄下に設置し、補助従業員の異動、処遇等の人事事項は監査等委員会の事前承認を得たうえで、実施しております。

## (ご参考) Sustainability Policy ～持続可能な社会を目指して～

パナソニックグループは、「企業理念」「使命」「行動指針」に基づき、人々の心豊かな生活を創造する『NATUREVERSE』の実現を通して、持続可能な社会の構築に貢献します。

### 私たちの人を活かす

私たちは、一人ひとりの個性や異なる発想・価値を尊重し、様々な立場の人々が、自分の才能・能力を発揮し、成長できるダイバーシティを推進します。

### 私たちの社会貢献

私たちは、企業の社会的責任（CSR）を明確化し、社会貢献活動を推進するために「社会貢献室」ならびに「社会貢献委員会」を設置。「良き企業市民」として、国内外において文化・慣習を尊重し、地域に根ざした社会貢献・社会福祉活動を積極的に推進します。

### 私たちの文化創造

私たちは、文化・芸術・スポーツ活動を通して、人々の心豊かな生活の実現をサポートします。

### 私たちの健康経営

私たちは、「健康宣言」のもと、健康的に働く環境を整備し、心身ともに健康で心豊かな生活の実現に貢献します。

### 私たちの地球環境保全

私たちは、「環境宣言」のもと、「環境経営戦略会議」にて、パナソニックグループの環境経営に関する方針・戦略および目標を策定。そして、「環境マネジメント推進委員会」において、策定された事項を具現化します。限りある資源を大切に、企業活動を通して地球環境保全に努めるとともに、グループ全社でアクションプランを策定し、環境問題に取り組みます。

### 私たちのBCP

私たちは、「自然災害・パンデミック対応」はもとより、「地方創生」、「新産業の創造」に向けて、それぞれの分野で「BCP（Business Continuity Plan）」を提案します。

### 私たちのコミュニケーション

私たちは、あらゆるステークホルダーとの適切なコミュニケーションを実践し、政治・行政、取引先等との健全な関係を築き、透明性の高い事業活動を推進するとともに、重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行います。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいかなる組織・個人とも、一切の関わりをもちません。

パナソニックグループの社会的責任(CSR)を明確化し、社会貢献活動を推進するために「社会貢献室」ならびに「社会貢献委員会」を設置。良き企業市民として持続可能な地域社会づくりに貢献するため、SDGsなど社会からの要請や地域課題に基づき、6つの重点テーマ（食品ロス、環境保全、地域貢献・復興、スポーツ・健康、ダイバーシティ、パートナーシップ）を定めて活動しています。

#### 社会貢献活動 活動実績

参加人数	18,080人
活動件数	671件
サンキューファンド寄付金額	1,150,000円

## 〔ご参考〕当社グループへの外部評価について（2025年5月31日現在）

### 「健康経営銘柄2025」認定

(株)パナソニックグループは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、特に優れた健康経営を実践している企業として、経済産業省と東京証券取引所が共同で選出する「健康経営銘柄2025」に認定されました。※1

### 「健康経営優良法人2025」認定

パナソニックグループ各社は、「健康経営優良法人認定制度」において以下認定を受けました。※1、2

- 「健康経営優良法人2025(大規模法人部門)ホワイト500」  
(株)パナソニックグループ、(株)パナソニック
- 「健康経営優良法人2025(大規模法人部門)」  
(株)パナソニックHS、(株)パナソニックJOB HUB、(株)パナソニックフォスター、  
(株)パナソニックライフケア、(株)アサヒビールコミュニケーションズ
- 「健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)ブライト500」  
(株)パナソニック日本総務部、(株)パナソニックセーフティネット

### MSCI日本株ESGセレクト・リーダーズ指数

(株)パナソニックグループは、MSCI日本株ESGセレクト・リーダーズ指数の構成銘柄に選定されています。※3

### FTSE Blossom Japan Sector Relative Index

(株)パナソニックグループは、FTSE Blossom Japan Sector Relative Indexの構成銘柄に選定されています。

### S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数

(株)パナソニックグループは、S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数の構成銘柄に選定されています。



2024 CONSTITUENT MSCI日本株  
ESGセレクト・リーダーズ指数



FTSE Blossom  
Japan Sector  
Relative Index



※1 健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

※2 健康経営優良法人認定制度は、経済産業省が創設し、日本健康会議が認定しています。

※3 (株)パナソニックグループのMSCI指数への組み入れ、MSCIのロゴ、商標、サービスマークまたは指数名称の使用は、MSCIによる(株)パナソニックグループへの後援、保証、販促には該当しません。MSCI指数はMSCIの独占的財産です。MSCI指数の名称及びロゴはMSCIまたはその関係会社の商標またはサービスマークです。

## 【 連結計算書類 】

### 連結株主資本等変動計算書

(百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年6月1日残高	5,000	17,495	127,465	△2,685	147,276
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△3,018	－	△3,018
親会社株主に帰属する 当期純損失	－	－	△8,658	－	△8,658
自己株式の取得	－	－	－	△1,731	△1,731
自己株式の消却	－	△1,825	－	1,825	－
株式給付信託による 自己株式の処分	－	－	－	12	12
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	－	293	－	－	293
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△1,532	△11,677	107	△13,101
2025年5月31日残高	5,000	15,963	115,788	△2,577	134,174

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	非 支 配 分 持 分	純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2024年6月1日残高	121	604	501	1,228	2	6,171	154,677
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△3,018
親会社株主に帰属する 当期純損失	－	－	－	－	－	－	△8,658
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△1,731
自己株式の消却	－	－	－	－	－	－	－
株式給付信託による 自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	12
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	－	293
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△26	△73	△367	△467	－	25	△442
連結会計年度中の変動額合計	△26	△73	△367	△467	－	25	△13,543
2025年5月31日残高	95	530	133	760	2	6,196	141,134

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数 62社

② 主要な連結子会社の名称

株式会社パソナ  
ビーウィズ株式会社  
株式会社パソナ日本総務部  
株式会社ニジゲンノモリ

③ 新規 5社

設立 株式会社パソナセーフティネット  
株式会社パソナサステナビリティ  
株式会社パソナふるさとマルシェ  
株式会社パソナウェルネスツーリズム

非連結子会社からの変更 株式会社丹後蔵(注) 1

④ 除外 2社

株式会社パソナテック(注) 2  
株式会社パソナスマイル(注) 3

(注) 1 重要性が増したため、非連結子会社から移行しております。

2 当社と合併し、消滅しております。

3 当社の連結子会社である株式会社パソナふるさとインキュベーションと合併し、消滅しております。

(2) 非連結子会社の状況

① 非連結子会社の数 3社

② 主要な非連結子会社の名称

株式会社イーハトーブ東北

③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の状況

① 持分法適用会社の数 5社

② 主要な持分法適用会社の名称

株式会社イー・スタッフィング

株式会社全国試験運営センター

サークレイス株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

① 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 4社

② 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

アオラノウ株式会社

③ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

##### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・商品 主に移動平均法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物（附属設備を含む）及び構築物

定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物は定率法）

- ・その他の有形固定資産  
主に定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法
- ・顧客関係資産 その効果の発現する期間（15年）に基づく定額法

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び役付執行役員への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 従業員株式給付引当金

「株式給付規程」に基づく従業員等への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

なお、当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）の詳細は、「(収益認識に関する注記)」に記載しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度の翌連結会計年度に一括損益処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（5～10年）を見積り、均等償却を行っております。のれんの金額が僅少なものについては、発生時に一括償却をしております。

## (8) 重要なヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たした場合、特例処理を行っております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

なお、当連結会計年度末においては、残高はありません。

### ③ ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、または将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行うこととしており、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たした場合、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 地方創生・観光ソリューションセグメントに属する固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

		(単位:百万円)
	科目名	金額
有形固定資産	建物	3,372
	構築物	701
	土地	161
	リース資産	101
	建設仮勘定	11,657
	その他	444
有形固定資産合計		16,439
無形固定資産	ソフトウェア	173
	リース資産	0
	その他	4
無形固定資産合計		177
投資その他の資産	その他	373
投資その他の資産合計		373
固定資産合計		16,990

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当連結会計年度の連結計算書類に計上されている固定資産合計75,997百万円のうち16,990百万円は、地方創生・観光ソリューションセグメントに属する複数の商業施設運営事業に関する固定資産であります。

地方創生・観光ソリューションセグメントについては、主に、各商業施設を資産のグルーピング単位としております。当該セグメントは当連結会計年度において、1,900百万円の営業損失を計上しており、一部の資産グループについては減損の兆候を把握しております。固定資産減損損失の認識要否を判断するにあたっては、経営者により承認された資金生成単位ごとの事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを算定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、事業計画における利用者数の拡大による成長であります。

当該セグメントは、人件費等の固定的な費用が多く、商業施設の開設後に利用者数が一定水準に至るまでの期間において費用負担が先行するため営業損失が継続している状況にあります。また、天候や災害等の影響で利用者が減少する可能性や、利用者への訴求力増加施策が不十分であった場合や利用者の高い満足度を得られない場合に利用者数が想定を下回る可能性があります。

当社グループは、飲食事業やアミューズメント事業、宿泊事業を展開する当該セグメントにおいて、積極的に新規施設の開設を進めてまいりました。当期においては、インバウンドマーケティングや体験価値向上施策が奏功し、国内外の観光客の誘致が進んだことに加え、原材料費の上昇や処遇改善による人件費の増加等を踏まえ、価格設定の見直しも進めました。

固定資産の減損会計等の会計上の見積りについては、現状の業況ならびに連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、顧客セグメント別の施策による集客増や、訪日外国人客への更なる訴求強化、大阪・関西万博の波及効果や相乗効果も見込んで見積りを行っております。

国内レジャー需要ならびにインバウンド需要の見通しを含む、会計上の見積りには不確実性が伴うため、固定資産の減損会計に係る仮定に変更が生じることにより、翌連結会計年度において、固定資産の減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 現金及び預金

「現金及び預金」の中には、受託案件に係る顧客からの一時的な預り金が含まれており、当社グループによる使用が制限されております。

預り金	35,319百万円
-----	-----------

2. 担保資産

(1) 担保に供している資産(帳簿価額)

建物	0百万円
土地	0百万円
計	0百万円

(2) 担保に係る債務(帳簿価額)

短期借入金	90百万円
長期借入金	1,125百万円
計	1,215百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 16,330百万円

(連結損益計算書に関する注記)

## 1. 減損損失

### (1) 減損損失を計上した主な資産グループの概要

場所	用途	種類
福岡県福岡市	事業用・オフィス用資産	建物及び工具、器具及び備品
東京都新宿区	事業用・オフィス用資産	ソフトウェア

### (2) 減損損失に至った主な経緯

事業用・オフィス用資産の一部施設において、今後の事業計画を見直した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

### (3) 減損損失の金額

(単位:百万円)

種類	金額
建物	169
工具、器具及び備品 (注)	31
ソフトウェア	36

(注)「工具、器具及び備品」は、連結貸借対照表上、有形固定資産の「その他」に含めております。

### (4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、原則として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として法人を基本単位として資産のグルーピングをしておりますが、一部においては、施設や拠点等を基本単位として資産のグルーピングをしております。

#### (5) 回収可能価額の算定方法

上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は零としております。

#### 2. 万博出展関連費用

Well-beingな社会、真に豊かな社会のあり方を世界に向けて発信することを目的に、2025年大阪・関西万博に出展しておりますパビリオンに係る施設関連、運営関連等、臨時的に発生した費用を、万博出展関連費用として特別損失に計上しております。

#### 3. 訴訟関連損失

当社子会社が提起した損害賠償請求訴訟につき和解が成立したことに伴い、相手方に対する債権額から和解金を控除した金額216百万円、当社子会社の工事請負代金訴訟に関し支払った和解金30百万円を、訴訟関連損失として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
普通株式	41,690,300	—	1,500,000	40,190,300

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
普通株式	2,505,360	830,882	1,512,471	1,823,771

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式601,862株及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式451,803株が含まれております。
2. 発行済株式の総数の減少1,500,000株は自己株式の消却によるものであります。
3. 自己株式（普通株式）の株式数の増加830,882株のうち、830,800株は自己株式の取得による増加、82株は単元未満株式の買取りによる増加であります。
4. 自己株式（普通株式）の株式数の減少1,512,471株のうち、1,500,000株は自己株式の消却による減少、12,471株は株式給付信託（J-ESOP）の給付による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年7月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,018百万円	75円	2024年5月31日	2024年8月8日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）が基準日時点で保有していた当社株式に対する配当金79百万円が含まれております。

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年7月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,956百万円	75円	2025年5月31日	2025年8月8日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式に対する配当金79百万円が含まれております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達についてはグループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図る一方で金融機関からの借入及び社債発行も行っております。また、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、安全性の高い商品を対象としております。投資有価証券の一部は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクについては、各社の社内規程に従い、期日・残高管理を行うつつスクリーニングも行っております。回収懸念先については月次の与信会議にて信用状況を把握する体制としております。

##### ② 市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、当社財務経理部において管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行うとともに、非上場株式について

は発行企業の財務状況を把握したうえで取引企業との関係を勘案しつつ保有状況の見直しをしております。

③ 流動性リスクの管理

当社財務経理部ではグループ月次預金残高報告を受けるとともに、グループCMSにより各社の流動性リスクを随時管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません((※2)参照)。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	3,178	3,178	—
敷金及び保証金	6,864	6,487	△376
資産計	10,042	9,665	△376
社債	2,630	2,518	△111
長期借入金	23,671	22,555	△1,116
リース債務	862	862	△0
負債計	27,164	25,935	△1,228

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、有価証券、未収還付法人税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	4,306

(※3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は170百万円であります。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	296	—	—	296
資産計	296	—	—	296

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	—	2,882	—	2,882
敷金及び保証金	—	6,487	—	6,487
資産計	—	9,369	—	9,369
社債	—	2,518	—	2,518
長期借入金	—	22,555	—	22,555
リース債務	—	862	—	862
負債計	—	25,935	—	25,935

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有しているその他に含まれる債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

敷金及び保証金

主としてオフィスの賃借時に差し入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及びリース債務

これらの時価は、元金金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元金金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、長期借入金は全てレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	連結 計算書類 計上額
	HRソリューション		グローバル ソリューション	ライフ ソリューション	地方創生・ 観光 ソリューション		
	BPOソリュー ーション、 エキスパー トソリュー ーション	キャリア ソリュー ーション					
売上高							
BPOソリューション	135,029	—	—	—	—	135,029	135,029
エキスパートソリューション	134,320	—	—	—	—	134,320	134,320
キャリアソリューション	—	14,487	—	—	—	14,487	14,487
グローバルソリューション	—	—	11,121	—	—	11,121	11,121
ライフソリューション	—	—	—	8,105	—	8,105	8,105
地方創生・観光ソリューション	—	—	—	—	6,176	6,176	6,176
顧客との契約から 生じる収益	269,349	14,487	11,121	8,105	6,176	309,240	309,240

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① BPOソリューション

BPOソリューションは、顧客から煩雑な事務作業を集約し効率化する総務・庶務や、繁閑に応じた経費精算等に対応する経理・財務をはじめ、受付、営業事務・受発注、人事・労務・給与計算、教育・研修などの業務を当社グループが受託しBPOサービスを提供しています。加えて、フリーランスや上場企業の元役員などのプロフェッショナル人材によるコンサルティ

ングや経営支援を行う顧問コンサルティング事業など、企業の経営課題に対する多様なBPOソリューション事業を展開しています。

BPOソリューションにおける履行義務は、顧客から委託された業務を契約期間内に完成し成果物を引渡すことのほか、当社グループが自己の責任・管理の下で委託された業務を行うサービスを提供することであり、当該履行義務は、成果物の引渡しが必要な契約については、顧客に当該成果物を引渡した時点で充足されると判断し、当該成果物を引渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。また、当社グループが自己の責任・管理の下で委託された業務を行う契約については、契約期間にわたり毎月均一のサービスを提供する場合には、期間定額で収益を認識し、毎月のサービス内容に大きな変動がある場合には、発生したコストを基に収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を認識しております。

当該事業は、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

## ② エキスパートソリューション

エキスパートソリューションは、オフィスワークを中心に事務職から高度な専門スキルを備えた人材やエンジニア、営業・販売職、また若年層からシニアまで幅広い世代、職種の人材派遣事業を展開しています。

エキスパートソリューションにおける履行義務は、当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフを派遣先企業に派遣し、契約に合意された期間にわたって、約束した派遣サービスを提供することであり、当該履行義務は、契約期間にわたり稼働時間の経過につれて充足されると判断し、稼働時間を基に収益を認識しております。

なお、顧客から受け取る派遣スタッフに係る通勤交通費見合いの額は派遣業務に係るサービス提供の対価の一部であり、当社グループの役割が本人に該当する取引と判断し、総額で収益を計上しております。

当該事業は、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

## ③ キャリアソリューション

キャリアソリューションは、企業の中途採用活動を支援し、転職希望者とのマッチングを行

う人材紹介事業と、企業の人事戦略に基づいて転身を支援する再就職支援事業を提供していません。

人材紹介事業における履行義務は、顧客企業が求めるキャリア・能力等を有する人材を紹介するサービスを提供することであり、当該履行義務は、当社グループから顧客企業へ紹介した人材である紹介者が顧客企業に所属し、顧客企業が便益を享受できる時点において充足すると判断し、当該紹介者が顧客企業に入社した時点で収益を認識しております。

また、取引価格の算定において、当社グループから顧客企業へ紹介した人材である紹介者が入社後の一定期間内に退社した場合、対価の一部を返金することが契約に定められているものについては、過去の実績等により返金額を見積り取引価格に含め、返金負債を計上するとともに収益より控除しております。返金額の見積りは、収益の重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しています。

人材紹介事業は、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

再就職支援事業における履行義務は、顧客企業の退職者または退職予定者等のサービス利用者に対して、転職・再就職や独立起業等のキャリア支援サービスを提供することであり、当該履行義務は、当社グループと顧客企業が合意した契約に定められた期間にわたり当該利用者に対し再就職支援サービスを継続的に提供し、当該利用者がサービス提供を受けると同時に顧客は便益を得ると判断し、期間定額で収益を認識しております。なお、サービス提供期間について更新の定めのある契約については、事業年度末において、利用者についての前5事業年度のサービス開始から決定等までの実績をもとに算定された平均決定期間を算出し、その期間にわたり、期間定額で収益を認識しております。

再就職支援事業は、利用者がサービス提供を受ける開始時期によって、対価を受領してからサービス提供まで1年を超えることがありますが、利用者のサービス開始時期によって対価の額は変動しないことから、重要な金融要素は含まれていないと判断しております。

#### ④ グローバルソリューション

グローバルソリューションは、海外において、人材紹介、人材派遣・請負、給与計算、教育・研修などのフルラインの人材関連サービスを提供しています。

グローバルソリューションにおける履行義務は、顧客に対して実施するサービスの性質に応じて、①BPOソリューション、②エキスパートソリューション、③キャリアソリューション等と同様の会計処理を行っております。

グローバルソリューションのいずれの事業も、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

#### ⑤ ライフソリューション

ライフソリューションは、認可・認証保育所、企業内保育施設、学童保育施設の運営、児童教育などの子育て支援事業、デイサービス、訪問介護などを行う介護事業、家事代行などのライフサポート事業を行っています。

子育て支援事業における履行義務は、自治体との契約により園児数、保育士数等の一定の要件に応じた保育園の運営を行うことであり、主に毎月の保育の実施を行った時点で、契約に定められた要件に基づき算定された額を収益として認識しております。また、企業との契約により保育サービスを提供する場合には、当該履行義務は、契約期間において、園児等を預かり、一定の保育サービスを提供することであり、毎月の預かり園児数及び保育時間をもとに収益を認識しております。

介護事業における履行義務は、毎月のケアプランに基づくサービスを提供することであり、サービスを提供した時点でケアプランの内容に応じて収益を認識しております。

ライフサポート事業における履行義務は、清掃・料理提供等の家事代行サービスを提供することであり、サービスを提供した時点で稼働時間をもとに収益を認識しております。

ライフソリューションのいずれの事業も、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

#### ⑥ 地方創生・観光ソリューション

地方創生・観光ソリューションは、地域住民や地域企業、地方自治体と協力、連携しながら、地方に新たな産業と雇用を創出する地方創生・観光事業に取り組んでいます。

地方創生・観光ソリューションにおける履行義務は、主に顧客に対して飲食、アミューズメントサービス、宿泊サービスを提供することであり、当該履行義務は、飲食物の提供、アトラクションの利用、宿泊施設の使用によって充足されるため、顧客に財またはサービスを提供した時点で収益を認識しております。

当該事業は、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	33,776	33,429
契約資産	9,678	7,842
契約負債	2,111	3,162

契約資産は、主にBPOソリューションにおける契約について、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の業務支援サービスに係る対価に対する当社グループ会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該業務支援サービスに係る対価は、受託した業務が全て完了し、顧客へ業務報告書等を提出した後、顧客の検査を受け、請求した時点で売掛金に振り替えております。契約負債は、主に、キャリアソリューションの再就職支援における契約について、利用者がサービス提供を受ける前に顧客より受領した分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は1,623百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当該履行義務は、主にBPOソリューションにおける契約であり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	16,503
1年超2年以内	7,979
2年超3年以内	3,625
3年超	3,380
合計	31,489

## (1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,517円00銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 221円80銭   |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当連結会計年度における1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数及び期中平均株式数は、株式給付信託 (BBT) は601,862株及び601,862株であり、株式給付信託 (J-ESOP) は451,803株及び453,584株であります。

(追加情報)

## 1. 当社の株式給付信託

### (1) 株式給付信託 (BBT)

当社は、2015年8月19日開催の株主総会決議に基づき、2015年10月26日より業績連動型株式報酬制度として株式給付信託 (BBT) (以下「BBT制度」という。)を導入しており、その対象者は評価対象事業年度の9月1日時点において取締役 (監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。)及び役付執行役員 (監査等委員会設置会社移行直前に取締役であった者に限る。)として在任していた者 (以下「取締役等」という。)としております。

#### ① 取引の概要

BBT制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を制定しております。当社は、制定した役員株式給付規程に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しました。

BBT制度は、役員株式給付規程に基づき、取締役等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役等に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を参考に取り締役等に対しても同取扱いを読み替えて適用し、BBT制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

役員株式給付規程に基づく取締役等への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、842百万円及び601,862株であります。

#### ③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

## (2) 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2015年10月26日より、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的に当社従業員ならびに当社子会社の役員及び従業員（以下「従業員等」という。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプランとして株式給付信託 (J-ESOP)（以下「J-ESOP制度」という。）を導入しております。

### ① 取引の概要

J-ESOP制度の導入に際し、「株式給付規程」を制定しております。当社は、制定した株式給付規程に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しました。

J-ESOP制度は、株式給付規程に基づき、従業員等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、従業員等に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用し、J-ESOP制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

株式給付規程に基づく従業員等への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき従業員株式給付引当金を計上しております。

### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、653百万円及び451,803株であります。

### ③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

## 【 計算書類 】

### 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第18期(当期) 2025年5月31日現在	第17期(ご参考) 2024年5月31日現在	科 目	第18期(当期) 2025年5月31日現在	第17期(ご参考) 2024年5月31日現在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>95,461</b>	<b>127,576</b>	<b>流動負債</b>	<b>46,618</b>	<b>40,690</b>
現金及び預金	72,731	121,517	短期借入金	5,578	8,903
売掛金	725	638	1年内償還予定の社債	530	594
原材料及び貯蔵品	240	32	CMS預り金	35,132	26,864
前払費用	1,032	787	リース債務	67	67
短期貸付金	235	116	資産除去債務	—	93
未収入金	3,225	2,330	未払金	3,021	2,671
CMS預け金	6,766	4,517	未払費用	1,006	871
有価証券	14,500	—	未払法人税等	49	136
その他	670	1,053	賞与引当金	258	150
貸倒引当金	△4,665	△3,416	その他	974	337
<b>固定資産</b>	<b>80,084</b>	<b>66,596</b>	<b>固定負債</b>	<b>28,021</b>	<b>34,738</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>41,352</b>	<b>30,637</b>	社債	2,100	2,630
建物	8,217	6,398	長期借入金	22,742	28,302
構築物	690	565	リース債務	264	298
機械及び装置	1	0	繰延税金負債	145	116
車両運搬具	88	119	長期預り保証金	10	12
工具、器具及び備品	1,609	537	役員株式給付引当金	253	418
土地	8,789	7,537	従業員株式給付引当金	160	160
リース資産	314	343	資産除去債務	221	155
建設仮勘定	21,641	15,134	その他	2,122	2,643
<b>無形固定資産</b>	<b>759</b>	<b>602</b>	<b>負債合計</b>	<b>74,640</b>	<b>75,429</b>
ソフトウェア	747	593	<b>純資産の部</b>		
その他	11	9	<b>株主資本</b>	<b>101,016</b>	<b>118,853</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>37,972</b>	<b>35,356</b>	<b>資本金</b>	<b>5,000</b>	<b>5,000</b>
投資有価証券	4,975	725	<b>資本剰余金</b>	<b>11,180</b>	<b>12,971</b>
関係会社株式	29,036	31,086	資本準備金	5,000	5,000
長期貸付金	861	78	その他資本剰余金	6,180	7,971
前払年金費用	280	195	<b>利益剰余金</b>	<b>87,409</b>	<b>103,527</b>
敷金及び保証金	2,268	2,500	その他利益剰余金	87,409	103,527
その他	549	770	繰越利益剰余金	87,409	103,527
<b>繰延資産</b>	<b>92</b>	<b>111</b>	<b>自己株式</b>	<b>△2,572</b>	<b>△2,645</b>
社債発行費	92	111	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△18</b>	<b>1</b>
			その他有価証券評価差額金	△18	1
<b>資産合計</b>	<b>175,638</b>	<b>194,284</b>	<b>純資産合計</b>	<b>100,998</b>	<b>118,855</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>175,638</b>	<b>194,284</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第18期(当期) 2025年5月期	第17期(ご参考) 2024年5月期
売上高	7,645	10,004
売上原価	1,590	1,484
売上総利益	6,054	8,520
販売費及び一般管理費	14,734	13,726
営業損失 (△)	△8,679	△5,206
営業外収益	1,190	644
協賛金収入	250	101
受取利息	129	38
補助金収入	1	1
不動産賃貸料	363	336
その他	445	166
営業外費用	1,923	4,215
支払利息	353	376
コミットメントフィー	30	52
貸倒引当金繰入額	1,246	3,264
不動産賃貸費用	163	440
その他	128	81
経常損失 (△)	△9,411	△8,778
特別利益	—	122,329
固定資産売却益	—	0
関係会社株式売却益	—	122,329
特別損失	5,258	12,687
固定資産除売却損	141	148
減損損失	—	4,727
投資有価証券評価損	50	685
関係会社株式評価損	190	5,962
関係会社株式売却関連費用	—	1,164
抱合せ株式消滅差損	37	—
万博出展関連費用	4,839	—
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)	△14,669	100,864
法人税、住民税及び事業税	△1,599	△1,099
法人税等調整額	28	1,120
当期純利益又は当期純損失 (△)	△13,099	100,843

## 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
2024年6月1日残高	5,000	5,000	7,971	12,971	103,527	103,527	△2,645	118,853
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△3,018	△3,018	-	△3,018
当期純損失	-	-	-	-	△13,099	△13,099	-	△13,099
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1,731	△1,731
自己株式の消却	-	-	△1,790	△1,790	-	-	1,790	-
株式給付信託による 自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	12	12
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△1,790	△1,790	△16,117	△16,117	72	△17,836
2025年5月31日残高	5,000	5,000	6,180	11,180	87,409	87,409	△2,572	101,016

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年6月1日残高	1	1	118,855
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△3,018
当期純損失	－	－	△13,099
自己株式の取得	－	－	△1,731
自己株式の消却	－	－	－
株式給付信託による 自己株式の処分	－	－	12
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△20	△20	△20
事業年度中の変動額合計	△20	△20	△17,856
2025年5月31日残高	△18	△18	100,998

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物（附属設備を含む）及び構築物  
定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物は定率法）
- ・その他の有形固定資産  
定率法

### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

### (3) リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 3. 繰延資産の処理方法

### 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

## 4. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。  
なお、当事業年度末における計上はありません。

(4) 役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び役付執行役員への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 従業員株式給付引当金

「株式給付規程」に基づく従業員等への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度の翌事業年度に一括損益処理しております。

5. 重要な収益の計上基準

当社の収益は、主として子会社からの経営企画収入及び配当収入となります。経営企画収入については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。

配当収入については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たした場合、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

なお、当事業年度末においては、残高はありません。

③ ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、または将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行うこととしており、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たした場合、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 地方創生・観光ソリューションセグメントに属する固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	科目名	金額
有形固定資産	建物	2,051
	構築物	237
	機械及び装置	1
	車両運搬具	2
	工具、器具及び備品	106
	土地	138
	リース資産	0
	建設仮勘定	11,227
有形固定資産合計		13,765
無形固定資産	その他	2
無形固定資産合計		2
投資その他の資産	その他	1
投資その他の資産合計		1
固定資産合計		13,769

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度の計算書類に計上されている有形固定資産、無形固定資産等合計42,387百万円のうち13,769百万円は、地方創生・観光ソリューションセグメントに属する固定資産であります。固定資産の減損会計等の見積りについては、「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載しているため、注記を省略しております。

## 2. 地方創生・観光ソリューションセグメントに属する関係会社株式の評価

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	金額
関係会社株式	3,030

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度の計算書類に計上されている関係会社株式29,036百万円には、市場価格がない株式が含まれております。そのうち、地方創生・観光ソリューションセグメントに属する関係会社株式が3,030百万円含まれており、当事業年度において、関係会社株式評価損を130百万円計上しております。

市場価格のない関係会社株式の減損処理の要否は、取得原価と実質価額とを比較することにより判定されており、実質価額が取得原価に比べ50%以上低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。減損判定の基礎となる実質価額の算定にあたっては、子会社が保有する固定資産に関する減損の認識の要否を考慮する必要があり、その見積りの内容に関する情報については、連結計算書類の「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載しております。

子会社が保有している固定資産について減損損失の認識が必要と判断された場合、実質価額の算定及び投資の評価損の金額に大きな影響が生じる可能性があり、さらに実質価額がマイナスとなった場合には当該会社への債権及び債務保証に係る損失やこれらを超えて当該会社で発生する損失の負担に備えるため、損失見込み額に対する引当金の計上が必要となります。当事業年度においては貸倒引当金繰入額1,244百万円を計上しており、結果、当事業年度末における貸倒引当金の残高は4,640百万円となっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,700百万円
2. 保証債務	
借入金に対する債務保証	
株式会社ニジゲンノモリ	1,110百万円
ファシリティローンに対する債務保証	
PT. Dutagriya Sarana	347百万円
旅行業代理店業務に対する債務保証	
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社	3百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	6,004百万円
関係会社に対する短期金銭債務	36,193百万円
関係会社に対する長期金銭債権	863百万円
4. 関係会社株式の貸株	
関係会社株式のうち、194百万円を貸株に供しております。	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額	
売上高	5,766百万円
売上原価	24百万円
販売費及び一般管理費	3,356百万円
営業取引以外の取引高	590百万円

## 2. 関係会社株式評価損

特別損失の関係会社株式評価損は、連結子会社の財政状態等を勘案し計上したものであります。なお、地方創生・観光ソリューションセグメントに属する関係会社株式評価損については、「(会計上の見積りに関する注記) 2. 地方創生・観光ソリューションセグメントに属する関係会社株式の評価」に記載のとおりであります。

## 3. 抱合せ株式消滅差損

当社の連結子会社であった株式会社パソナテックを吸収合併したことに伴い、抱合せ株式消滅差損を特別損失に計上しております。

## 4. 万博出展関連費用

Well-beingな社会、真に豊かな社会のあり方を世界に向けて発信することを目的に、2025年大阪・関西万博に出展しておりますパビリオンに係る施設関連、運営関連等、臨時的に発生した費用を、万博出展関連費用として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 期末株式数 (株)
普通株式	2,505,360	830,882	1,512,471	1,823,771

(注) 1. 当事業年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式601,862株及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式451,803株が含まれております。

2. 自己株式(普通株式)の株式数の増加830,882株は、取締役会決議による取得830,800株、単元未満株式の買取り82株による増加であります。

3. 自己株式(普通株式)の株式数の減少1,512,471株は、自己株式の消却1,500,000株、株式給付信託(J-ESOP)の給付12,471株による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	1,692百万円
貸倒引当金	1,470百万円
賞与引当金	79百万円
未払事業所税	4百万円
未払事業税	8百万円
未払費用	15百万円
会社分割に伴う関係会社株式	868百万円
投資簿価修正	761百万円
関係会社株式評価損	4,832百万円
繰越欠損金	5,808百万円
資産除去債務	69百万円
フリーレント賃料	854百万円
万博出展関連費用	1,084百万円
その他	687百万円
繰延税金資産小計	18,236百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△5,808百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,387百万円
評価性引当額小計	△18,196百万円
繰延税金資産合計	40百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△88百万円
その他有価証券評価差額金	△0百万円
資産除去債務	△45百万円
その他	△51百万円
繰延税金負債合計	△186百万円

繰延税金負債の純額 △145百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容	関連 当事者 との関係	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 パナソニック	東京都 港区	100	人材派遣、 BPO (委託・請 負)、人材紹 介、再就職 支援事業	経営管理 資金の預り 役員の兼任 (2名) (注) 1	所有 直接100.0	資金の預り (注) 3	12,166	CMS 預り金	24,673
							利息の支払	37		
							経営企画収入 (注) 2	3,597	売掛金	372
子会社	株式会社 ニジゲンノ モリ	兵庫県 淡路市	30	アニメパーク「ニジゲンノモリ」の運営、地方創生事業等	資金の預け 役員の兼任 (1名) 債務の保証 等	所有 直接100.0	資金の預け (注) 3	3,832	CMS 預け金 (注) 5	4,521
							利息の受取	29		
							債務の保証 (注) 4	1,110	-	-
子会社	株式会社 パナソニック テック (消滅会社) (注) 6	東京都 港区	100	人材派遣、 BPO (委託・請 負)、人材紹 介	資金の預り	所有 直接100.0	資金の預り (注) 3	2,126	CMS 預り金	-
							利息の支払	1		
子会社	株式会社 パナソニック HS	東京都 港区	100	人材派遣、 BPO (委託・請 負)、人材紹 介、再就職 支援事業	資金の預り	所有 間接100.0	資金の預り (注) 3	1,866	CMS 預り金	1,870
							利息の支払	5		
子会社	株式会社 パナソニック 日本総務部	大阪府 大阪市	20	総務事務 アウトソー シング事業	資金の預り 役員の兼任 (1名)	所有 直接66.50	資金の預り (注) 3	1,758	CMS 預り金	2,223
							利息の支払	5		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 南部靖之氏は、2025年5月31日付で代表取締役会長を辞任により退任いたしました。

2. 経営企画収入の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として合理的に決定しております。

3. 資金の預け及び預りは、当社が当社グループ各社との間で契約締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は期中平均残高を記載しております。

4. 株式会社ニジゲンノモリの借入金に対する債務保証を行ったものであります。
5. 株式会社ニジゲンノモリへの貸倒懸念債権等に対し、3,548百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において658百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
6. 2024年9月1日付にて当社の完全子会社であった株式会社パソナテックを吸収合併しております。そのため、株式会社パソナテック(当社の完全子会社)は、消滅会社となっております。上記取引金額については、関連当事者であった期間の内容を記載しております。
7. その他の取引条件については、当社と関連を有しない他社とほぼ同様の条件あるいは市場価格を勘案して一般取引条件または協議により決定しております。

#### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 重要な収益の計上基準」に記載のとおりであります。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |            |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,632円 46銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 335円 56銭   |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当事業年度における1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数及び期中平均株式数は、株式給付信託 (BBT) はいずれも601,862株であり、株式給付信託 (J-ESOP) は451,803株及び453,584株であります。

#### (追加情報)

##### 1. 株式給付信託 (BBT)

取締役 (監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。) 及び役付執行役員 (監査等委員会設置会社移行直前に取締役であった者に限る。) に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

##### 2. 株式給付信託 (J-ESOP)

当社従業員ならびに当社子会社の役員及び従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

# 【 監査報告書 】

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年7月15日

株式会社 パソナグループ  
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長島 拓也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田 義浩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パソナグループの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パソナグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年7月15日

株式会社 パソナグループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長島 拓也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石田 義浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パソナグループの2024年6月1日から2025年5月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月15日

株式会社パソナグループ 監査等委員会

常勤監査等委員 野村 和史 ㊞

監査等委員 船橋 晴雄 ㊞

監査等委員 古川 一夫 ㊞

監査等委員 宮田 亮平 ㊞

監査等委員 跡見 裕 ㊞

(注)監査等委員 船橋晴雄、古川一夫、宮田亮平及び跡見裕は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上